

令和3年度富士山麓周遊促進業務委託業者選定要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和3年度富士山麓周遊促進業務委託

(2) 契約（予定）期間

契約日から令和4年3月21日（月）まで

(3) 契約限度額

11,980,843円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務実施の目的

世界遺産富士山の構成資産、地元の観光等の取組、観光資源等を最大限に盛り込んだ富士山麓地域（※）の情報発信を県内外に向けて行い、富士山麓地域の魅力の周知を図ることを通じて、来訪者の増加及び周遊促進を図る。

※本事業でいう「富士山麓地域」は、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町の4市1町の範囲とする。

2 業務の内容（企画提案内容）

上記（4）業務実施の目的のため、「自由な発想」による企画提案を募集する。

(1) 募集テーマ

「富士山麓地域の一体的な広報による魅力発信を通じた周遊促進」

(2) 提案を求める内容

ア 上記、募集テーマを実現するための「基本コンセプト」

イ 各種媒体を活用した周遊促進のための富士山麓地域の魅力の広報

※本事業では、県内外への広報を想定しているが、県外範囲の指定は、本選定要領では定めないこととする。なお、ア「基本コンセプト」等を考慮し、事業者が企画提案にあたって県外範囲を指定することは妨げない。

※各種媒体、数、手段、方法等の指定は行わないので、自由な発想で提案すること。

ウ 周遊を促進するための具体的な取組

(3) 提案に当たって考慮すべき事項

・ 世界遺産構成資産、観光資源、食などを点ではなく面として見せたうえで、1年を通じて富士山麓地域の魅力や楽しみ方を総合的、効果的に発信すること

・ 本事業、その他県が実施する周遊促進事業（NEXCOドライブプラン等）、しずおか富士山利活用推進協議会（地元4市1町の観光協会が設立する団体）、周辺市町が行う事業等を 有機的、一体的に広報し、富士山麓の魅力発信を通じた周遊促進につなげること

※各事業については、別添の市町等ホームページのURLを参考すること。

※事業実施にあたっては、受託者は委託者と協議のうえ、富士山麓地域の市町観光課、観光協会等と連携・協力して事業を行うこと。

3 その他留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により実施時期、内容等の変更の必要が生じた場合は、受託者は委託者と協議のうえ実施する。
- ・必要な映像、画像、イラストデータ、施設情報、観光・食情報等は、原則、受託者自らが委託費用の内において用意することとする。
- ・事業実施にあたって必要な権利申請等は、委託者と受託者協議のうえ、原則、受託者が行うこととする。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。
- (2) 静岡県内に本社、支社又は営業の拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 実施方法

- (1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
質問受付期間	令和3年8月2日（月）～8月5日（木）
質問に対する回答	令和3年8月10日（火）まで
企画提案書提出期限（郵送・持参）	令和3年8月18日（水）正午必着
委託業者選定委員会（プレゼンテーション）	令和3年8月20日（金）
選定結果の通知	令和3年8月23日（月）
契約	令和3年8月27日（金）
広報等、順次開始	令和3年9月22日（水）

(2) 質問

質問は、別添「質問用紙」により、FAX又はEメールにて受け付ける。なお、FAX又はEメールの送信後、確認のため当課宛てに電話（054-221-3746）を行うこと。

ア 受付期間：令和3年8月2日（月）から令和3年8月5日（木）まで

イ 送付先：Eメール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

FAX番号 054-221-3757

ウ 回答方法：令和3年8月10日（火）までに、質問及び回答を、応募者全員にメールにて連絡する。（質問者名は記載しない。）

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものと認めたものについては、個別に回答する場合がある。

(3) 企画提案書の作成

別添、「令和3年度富士山麓周遊促進業務委託企画提案書作成要領」のとおり。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

ア 受付期間：令和3年8月2日（月）～令和3年8月18日（水）正午必着

イ 提出先：静岡県富士山世界遺産課交流・継承班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

ウ 提出部数：10部

エ 到着確認：受付期間中、郵送により企画提案書が到着した場合、受理した旨をEメールにて通知する。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案は、1者1提案とする。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。ただし、企画提案当日の資料の追加は可とする。

なお、資料を追加する場合については、10部を用意すること。

(5) 委託業者選定委員会（プレゼンテーション）

ア 日時：令和3年8月20日（金）の指定した時間（時間は別途通知する。）

イ 場所：静岡県庁（静岡市葵区追手町9-6）

ウ 1者当たりの所要時間：プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 20分程度

※ プレゼンテーションに係るデータファイルは原則、当日持参とする（プロジェクター、スクリーン、PC(Windows対応)等の機材は静岡県において用意する）。

※ 時間、場所等は、辞退者を除く企画提案者各者に通知するが、応募多数の場合は、静岡県職員で構成する「静岡県富士山麓周遊促進業務委託業者選定委員会」の審査員が協議のうえ、事前に全企画提案者の中から委託業者選定委員会参加者を選定する場合がある。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

5 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「静岡県富士山麓周遊促進業務委託業者選定委員会」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和3年8月23日（月）に、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者にEメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件（契約内容、仕様書等）などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。

また、契約にあたって、委託費は精算払いとする。

なお、選定されなかった者（辞退者を除く。）は、静岡県に対して選定結果について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間：令和3年8月23日（月）～令和3年8月25日（水）

イ 送付方法：FAXまたはEメール

ウ 送付先：FAX番号 054-221-3757

Eメール sekai@pref.shizuoka.lg.jp

エ その他：FAX又はEメールの送信後、確認のため当課宛てに電話（054-221-3746）で連絡すること。

(3) 選定基準

別添、「令和3年度富士山麓周遊促進業務委託業者選定基準」のとおり。

6 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び選定委員会の使用に限る）。

(2) 辞退

企画提案書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、令和3年8月18日（水）正午までに、別添「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

※辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールで連絡する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合